

決 定 要 旨

被 審 人（住所）大阪府

（氏名） A

上記被審人に対する平成２２年度（判）第１８号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第１８５条の６の規定により審判長審判官後藤邦春、審判官奥久潤一、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法第１８５条の７第１項の規定により、下記のとおり決定する。

記

１ 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金 ９ ８ ２ 万円

(2) 課徴金の納付期限 平成 ２ ３ 年 ９ 月 ２ １ 日

２ 事実及び理由

別紙のとおり

平成 ２ ３ 年 ７ 月 ２ ０ 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(別紙)

第1 課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実等

1 課徴金に係る違反行為

被審人は、

- (1) 平成21年1月22日ころ、神戸市中央区大日通1丁目2番18号に本店を置き、流通、建設、不動産及びプラスチック関連の事業等を営む会社の株式の所有により、その事業活動を支配、管理することを目的とし、その発行する株式が大阪市中央区北浜1丁目8番16号所在の株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）市場第二部に上場されていた（平成21年7月1日上場廃止）ジェイオーグループホールディングス株式会社（以下「JOG社」という。）が同年1月23日に公表した無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本件CB」という。）の発行による第三者割当増資について、その実質的出資者の代理人としてJOG社と実質的出資者との間の総額引受契約の締結の交渉をしていたBから、Bが同契約の締結の交渉に関し知った、JOG社の業務執行を決定する機関が、JOG社の第三者割当による募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が公表された同日午後6時ころより前の同日午後1時10分ころから同日午後2時52分ころまでの間、大証において、C証券株式会社（以下「C証券」という。）を介し、自己の計算において、JOG社の株式合計16万株を買付価額968万4700円で買い付けた（以下、この買付けを「本件買付け」という。）
- (2) 平成21年2月20日午後零時ころ、Bから、Bが同契約の履行に関し知った、本件CBの払込期日に払込予定額3億円が払い込まれず、本件CBが失権となる蓋然性が高まり、JOG社として、かねてより会計監査人から指摘を受けていた継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金等を確保するのが著しく困難となった旨の、JOG社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が公表された同日午後10時56分ころより前の同日午後零時47分ころから同日午後2時56分ころまでの間、大証において、C証券を介し、自己の計算において、JOG社の株式合計16万株を売付価額655万1900円で売り付けた（以下、この売付けを「本件売付け」という。）

ものである。

2 法令の適用

(1) 本件買付けの事実について

金融商品取引法175条1項2号、166条3項、1項4号、2項1号イ、176条2項

(2) 本件売付けの事実について

金融商品取引法 175 条 1 項 1 号、166 条 3 項、1 項 4 号、2 項 4 号、176 条 2 項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 本件買付けの事実について

金融商品取引法 175 条 1 項 2 号の規定により、本件買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後 2 週間における最も高い価格に本件買付けの数量を乗じて得た額から本件買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(92 \text{ 円} \times 160,000 \text{ 株}) - (59 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} + 60 \text{ 円} \times 73,500 \text{ 株} + 61 \text{ 円} \times 85,600 \text{ 株}) \\ = 5,035,300 \text{ 円}$$

(2) 本件売付けの事実について

金融商品取引法 175 条 1 項 1 号の規定により、本件売付けについて、本件売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後 2 週間における最も低い価格に本件売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(38 \text{ 円} \times 50,000 \text{ 株} + 42 \text{ 円} \times 78,100 \text{ 株} + 43 \text{ 円} \times 31,900 \text{ 株}) - (11 \text{ 円} \times 160,000 \text{ 株}) \\ = 4,791,900 \text{ 円}$$

(3) 金融商品取引法 176 条 2 項の規定により、上記(1)及び(2)でそれぞれ計算した額の合計額から 1 万円未満の端数を切り捨てる。

第 2 前提となる事実等

1 事案の概要

本件審判事件は、被審人が、JOG 社が実施しようとした第三者割当増資（以下「本件増資」という。）について、本件増資の実質的出資者の代理人として JOG 社と契約の締結の交渉に当たっていた B から、ア. B が契約締結交渉に関して知った、本件増資計画に関する重要事実の伝達を受けて、その公表前に、JOG 社の株式（以下「JO 株」という。）を買い付けた上、その後、イ. B から、本件増資の実現が困難となった旨の重要事実の伝達を受けて、その公表前に、JO 株を売り付けたという、金融商品取引法違反（内部者取引）に係る課徴金の事案である。被審人は、本件各違反行為について、B から JO 株の買付け及び売付けを勧められた際に、重要事実の伝達を受けていないなどと主張し、争っている。

2 争いのない事実及び証拠から容易に認定できる事実

(1) 関係者等

ア JOG 社は、神戸市中央区大日通 1 丁目 2 番 18 号に本店を置く、流通、建設、不動産及びプラスチック関連の事業等を営む会社の株式の所有により、その事業活動を支配、管理することを目的とする持株会社である（争いがない。）。

JOG社の発行する株式は、平成17年4月1日付けで大証に上場していたが、平成21年7月1日に上場廃止となった(甲2)。

イ 被審人は、昭和X年X月X日生まれの男性であり、老人保健施設などの事業所の経営を目的とする医療法人Dの役員である(甲7)。

ウ Bは、平成21年2月17日付けで懲戒解雇されるまで、株式会社Eのグループ企業であり、医療機関や福祉施設の経営コンサルタント全般を行う、株式会社F(以下、株式会社Eも含めて、「E」ということがある。)の社員で、主に調剤薬局の出店及び経営コンサルタントの業務に従事していた(甲4)。

(2) 各重要事実の発生と公表

ア JOG社は、関連子会社のジェイオー建設株式会社に対して債務保証をしていた。しかし、同社が平成20年6月12日に民事再生手続開始決定を受けたため、平成20年9月期に債務保証引当金の計上をしなければならなくなったこと等により資金状況が悪化した。このため、JOG社は、そのころ、会計監査人から、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在するとの指摘を受けた(甲9)。

そこで、JOG社は資金調達が必要と考え、第三者割当による本件CBの発行等を計画した。この計画の実施は、JOG社の業務執行を決定する機関によって平成20年8月29日ころに決定され(争いがない。)、平成21年1月23日午後6時ころ(争いがない。)、調達価額を3億円とし、払込期日を同年2月12日とすることなども併せて、インターネット上に公表された(甲3、9)。この公表がされた後2週間における、JO株の最高値は1株92円であった(争いがない。)

イ しかしながら、本件CBについては、払込期日であった平成21年2月12日を過ぎた同月20日になっても、結局、払込みがされることはなく、そのため、失権することとなった。この事実は、同日の午後10時56分ころに、インターネット上に公表された(甲3、9)。この公表がされた後2週間における、JO株の最安値は1株11円であった(争いがない。)

(3) Bの会社関係者性と本件買付け

ア 平成20年8月ころ、Bは、JOG社の株主であった者などを介して、JOG社の増資への出資希望者の募集に携わることとなり、これをきっかけに、出資者らの代理人として、JOG社との間で、本件増資の方法や割当先、価額、時期等を調整するなど、出資者らとJOG社との間の総額引受契約の締結の交渉をすることになった。そして、Bは、この交渉の過程で、JOG社が、上記出資者らを実質的な出資者とした、第三者割当による本件CBの発行を決定したこと(以下「重要事実1」という。)を知った(甲2～4)。

イ 被審人とBは、被審人が役員を務める医療法人の老人保健施設建設事業を通じて、かねてより知り合いであった。被審人は、平成21年1月22日ころまでに、Bから、JO株の購入を勧められ、同日午後5時30分ころ、C証券に

赴いて、証券取引口座を開設し、翌23日、JO株16万株を購入した(甲1)。

(4) Bの会社関係者性と本件売付け

ア Bは、上記のとおり、出資者らの代理人としてJOG社と本件増資に関する総額引受契約の締結の交渉をしており、平成20年10月中には、出資者らから本件CBに対する払込みのための資金を預かっていたが、これを他人に貸し付けるなどして流用し、結局、本件CBの払込期日までに全額を回収することができなかった。こうしてBは、本件CBの払込みが完了せずこれが失権すること(以下「重要事実2」という。)を知った(甲5)。

イ 被審人は、平成21年2月20日昼ころまでに、Bから、JO株を売ること勧められた。そこで、被審人は、同日午後零時40分ころにC証券に電話し、JO株16万株すべてについて、午後零時47分ころから午後2時54分ころまでの間に売り注文を出し、午後2時56分ころまでに全てを約定させて売り切った(甲1)。

3 争点

- (1) 被審人が、Bから重要事実1及び同2の伝達を受けたか(争点1)。
- (2) 課徴金納付命令が発出されるためには、被審人が、Bが会社関係者であること知っていたことが必要か(争点2)。
- (3) 被審人は、Bが会社関係者であることを知っていたか(争点3)。

4 争点に対する主張

- (1) 争点1(被審人が、Bから重要事実1及び同2の伝達を受けたか)について

ア 被審人の主張

被審人は、Bから、JO株を買うように勧められたが、増資の事実は聞いておらず、重要事実1の伝達を受けていない。

被審人は、Bから、JO株を売るように言われたが、本件CBの失権の事実は聞いておらず、重要事実2の伝達を受けていない。

Bの平成22年6月10日付け質問調書(甲6)において、被審人に対し、Bが、重要事実1に係る本件増資の事実及び重要事実2に係る本件増資が失敗した事実を伝達した旨録取されている。しかし、上記調書は、Bが被審人に対する重要事実の伝達を否定するのであれば、被審人は行政処分では済まされず、刑事手続となる旨脅されるとともに、被審人がBから本件増資の事実を聞いたと認めている旨の証券調査官の虚偽に基づく質問調査により作成されたものであり、信用性に欠ける。

イ 指定職員の主張

被審人は、平成21年1月22日ころ、Bから、携帯電話で、JOG社は、明日にも増資の発表があるので、JO株はほぼ間違いなく株価が上がります、などと勧められ、重要事実1の伝達を受けた。

被審人は、同年２月２０日午後零時ころ、Ｂから、電話で、今回の増資は失敗しました、今日中に売ってください、などと伝えられ、重要事実２の伝達を受けた。

Ｂの上記調書におけるＢの供述は、自然かつ合理的であり、自らの体験事実を具体的に供述したものであること、被審人によるＪＯ株の特異な取引状況等の客観的事実に沿う内容であること、Ｂが虚偽の供述をする理由がないことなどからすると、その信用性は極めて高い。

- (2) 争点２（課徴金納付命令が発出されるためには、被審人が、Ｂが会社関係者であることを知っていたことが必要か）、争点３（被審人は、Ｂが会社関係者であることを知っていたか）について

ア 被審人の主張

課徴金は、財産権の侵害という点からすれば、刑事罰としての罰金よりも侵害の程度が大きい。よって、行政処分であることから直ちに構成要件的要素（を基礎付ける事実）の認識が不要と解すべきではなく、課徴金を課するためには、構成要件的要素を基礎付ける事実の具体的な認識が必要である。

そして、インサイダー取引においては、会社関係者から重要事実の伝達を受けたことが構成要件的要素であるから、伝達者が会社関係者であることを基礎付ける事実について認識していることが必要である。本件では、被審人は、ＢがＥの社員であることしか知らず、ＪＯＧ社との間で本件増資契約について出資者の代理人として交渉を行っていたことなどＢとＪＯＧ社との関係を具体的に示す事実を認識していなかった。よって、被審人に課徴金の納付を命じることはできない。

イ 指定職員の主張

課徴金は行政上の措置にすぎず、罰金や科料等の制裁を科すものではないから、故意について定める刑法３８条１項を含む刑法総則の適用を受けない。

また、金融商品取引法上、規定に違反した事実があれば課徴金の納付が命じられることや、主観的要件を特に必要とする場合には明文でこれが求められていることなどからすれば、違反行為事実の認識は課徴金納付を命じる上で要件とはされていない。そもそも課徴金制度は違反行為を抑止し、金融商品取引法上の規制の実効性を確保するという行政目的の達成にあるのであって、違反行為者に対する責任非難を考慮する必要はない。

第３ 判断

１ 認定事実

- (1) 本件買付け及び本件売付けに至る経緯

ア 被審人は、平成２１年１月２２日ころまでに、Ｂから、電話で、ＪＯ株の購入を勧められた。そこで、同日午後５時３０分ころ、Ｃ証券に自ら赴き、証券取引口座の開設を申し込み、証券総合取引申込書を作成した。被審人は、かな

り以前に2、3回程度株取引をしたことがあるというものの、上記申込書には、株式、信用取引、公社債、累積投資、外国証券、その他先物取引やオプション取引等についてはいずれも経験がなく、投資信託のみ3年未満の経験がある旨記載した。また、投資の運用期間の欄には「短期」、投資目的の欄には「利回りを追求するが値上がり益を重視する」旨それぞれ記載した。このとき、C証券の職員によって、被審人の金融投資に対する知識度、経験度についてのワークシートが作成されているが、これによれば被審人の知識度のレベルは1から3までのうち2、経験度は1から5までのうち2であり、「商品の取引経験が浅い」と判断された（甲1、被審人本人）。

イ 被審人は、こうして開設した口座に、1000万円を振り込んだ上、翌23日の昼ころ、C証券に再度赴き、同日午後1時10分ころから午後2時52分ころまでの間に、59円から61円の価格で、JO株16万株（その内訳は、59円で900株、60円で7万3500株、61円で8万5600株）を買い付けた。その際、被審人は、C証券の担当者に対し、JO株を買い付ける理由として、「最近の値動きが良い事や以前から注目していますので」などと説明した。本件買付けに係る購入代金合計額は968万4700円であった（甲1）。

ウ 被審人は、平成21年2月20日昼ころまでに、Bから、電話で、JO株を売るよう勧められた。そこで、同日午後零時40分、C証券に電話し、持っているJO株を全部売りたいと告げ、C証券の店長らの助言を受けながら、保有していたJO株16万株を、同日午後零時47分ころから午後2時56分ころまでの2時間余りの間に、38円から43円の価格ですべて売り付けた（その内訳は、38円で5万株、42円で7万8100株、43円で3万1900株）。本件売付けに係る売却代金合計額は655万1900円であった（甲1）。

(2) 被審人とBの関係

被審人は、Bと、平成14、15年ころ、老人保健施設の建設事業の関係で知り合った。その後、Bとは被審人の事業に関する担当者として1年に何度か会う程度の付き合いであったが、平成21年1月ころ、新しく建設する老人保健施設の資金の融資についての相談を契機として、同年1月19日ころに連絡が再開された（甲6、参考人B、被審人本人）。

その後、Bと被審人は公私にわたって交際を続けており、本件質問調査が始まるまでの間にも、Bの妻が経営する会社と被審人が役員を務める法人との間で契約を締結したり、被審人がBに対し、数回にわたって200万円ずつ貸し付けたり、業務の関係で海外へ同行したり、家族ぐるみで食事をしたりする間柄であった（参考人B）。

(3) 本件増資計画に対するBの関係状況

Bは、出資者らの代理人として、以下のとおり、本件増資計画に関与した。

ア 平成20年8月29日、Bは、出資者らの代理人として、JOG社のG役員、H役員と、本件増資について打ち合わせをした。このとき、Bは、JOG社の

経営が厳しい状況にあるとの説明を受けた（甲２）。

イ 平成２０年９月上旬ころ、出資者の間で、出資者の負担割合がおおむね決まった。同年１１月ころには、ＪＯＧ社は、この出資者らに本件ＣＢを割り当てる方法で資金調達を行うことなどを決定し、Ｂに伝えた（甲３、４）。

ウ 平成２１年１月９日、Ｂは、Ｇ役員らと会談した。この会談中、Ｇ役員は、本件ＣＢの発行金額総額を３億円、払込期日を同年２月中旬とすることなどを決定した（甲３、４）。

エ 平成２１年２月１２日、Ｂは、払込みが完了しないことを知ったＧ役員から、このままでは倒産する、民事再生の準備をしなければならないと言われ、資金の確保等を依頼された。その後も、Ｂは、同日から、同月１６日にかけて、ＪＯＧ社関係者らから「入金がないと失権となり、上場廃止になって倒産してしまう」などと説明され、入金を迫られたが、結局資金を確保することはできなかった（甲３、５）。

２ 争点１（被審人が、Ｂから重要事実１及び同２の伝達を受けたか）について判断する。

(1) 重要事実１について

ア(ア) 前記認定のとおり、被審人は、金融知識は１から３のうち２で、株取引の経験は浅いと判断される者であったのに、重要事実１が公表される前日の夕方に、自ら証券会社の店頭へ赴いて証券取引口座を開設した上、公表日当日の昼ころ、再度店頭へ赴き、あらかじめ振り込んでおいた１０００万円のほぼ全額でＪＯ株を購入している。このような被審人の行為態様からは、被審人のＪＯ株の購入に対する強い意思を看取でき、被審人は、第三者から、値上がり益が十分に見込めることを示唆されたことがうかがえる。

さらに、１０００万円という多額の資金を投資し、そのほぼ全額でＪＯ株という単一の銘柄で１６万株もの大量の株式を購入するという取引は、一般的に不確定な要素をはらむ株取引を、個人で、しかもほぼ初めて行う者の行為としては極めて不自然であり、被審人は、単に、「値が上がりますよ」という抽象的な情報ではなく、値上がりの根拠となる具体的な情報を伝えられていたものとするのが合理的である。

また、購入後の行動をみても、被審人によれば、購入後は株価が上がっていたとのことであるが、その後、特に売って利益を得ようとするようなそぶりもみられないし、そもそも株価の推移に関する供述はあいまいであって、１６万株という大量の株を値上がり益重視で購入した者の行動としては不自然である。このことから、被審人は株取引が本来有している不確定要素を懸念する必要のないほどの確実な情報を得ていたことが推認できる。

さらに、被審人が、重要事実1の公表日前日の夕方にわざわざ店頭に赴いていること、翌日も引き続いて昼ころまでには再度店頭に赴きJO株を購入していることからすれば、被審人の行動には時間的要素が意識されているとみるほかなく、被審人は、重要事実の公表時期も伝えられていたものと認められる。この公表時期の情報は重要事実1と密接な関係にあり、公表時期の情報のみ伝えられて重要事実1に係る内容が全く伝えられないということは考えられない。

(イ) そして、上記認定したBの本件増資計画への関係状況によれば、Bは重要事実1について十分に知悉していたといえるから、Bは被審人に対して重要事実1を伝え得る立場にあった。

イ(ア) ところで、被審人は、Bから、「非常におもしろい株があるので、もし買う意思があるなら、お買いになりますか。」などと言われ、特に理由を聞くこともなく、ただBが勤めていたEに対する信頼に基づいてJO株を購入したと主張し、これに沿う供述をする。

しかしながら、B及び被審人によれば、被審人は、それまでほとんど株取引をした経験がない上、Bと被審人の間でも、株取引に関する話はされていなかったものであり、なんらの伏線もなくいきなり本件JO株の購入の話がされたことが認められるところ、そのような状況下で、特に理由を聞くこともなく、Bから前記のような勧めを受けただけで、株の購入に踏み切ることは考え難い。

また、仮に、Bから前記のような勧め方をされ、これを信用したためにJO株の買付けをしたのであれば、買い付ける理由を質問したC証券の担当者に対し、その旨を説明するはずであるところ、実際には、知人(B)からの勧めであることを一切話していないことは、前記認定のとおりである。しかしながら、被審人は、その理由について合理的な説明をしていない。

そして、被審人は、Bに対して株価が上がる理由を聞いたかどうかについて、調査段階では「記憶にない」旨繰り返していたのに対し、審判廷では、「聞いていない」と断定しているが、そのように供述を変遷させた理由について何ら説明はないし、いずれの供述も合理性を欠く。

また、Bが勤めていたEは、医療関係の経営コンサルタントを主な業務としており、株取引や証券の分析といった業務とは関連がないのであるから、Eに対する信頼に基づいて、BからのJO株購入の話を信頼したという被審人の供述についても、飛躍があり、合理性を欠く。

(イ) また、被審人は、平成21年1月22日の夕方にわざわざ証券口座を開設したのは、業務や父の病気で忙しく、そのときしか時間がなかったからであると供述する。しかしながら、忙しいのであれば、本来の業務とも関連がない、不確定要素をはらむ株取引を、この時点で初めて始める必要性

があるかは疑問であり、かえって、業務や父の病気で忙しいにもかかわらずあえてこの日に口座を開設したという事情はなお重視することができる。被審人は、J O株の購入後、株価を十分チェックすることができなかった理由についても、忙しかったからであると供述するが、この間、比較的長期間、家族でハワイ旅行に行っていることからすれば、やはり合理的な理由とはいえない。

(ウ) なお、被審人は、当時余剰資金が3 0 0 0万円程度あったから、被審人にとって、1 0 0 0万円は必ずしも多額ではないという趣旨の供述をするが、1 0 0 0万円という額は、被審人の消費行動においてもひとつのまとまった単位の額であったことは否定できず、年間所得と比較しても4分の1から5分の1を占める額である(被審人本人)。そうすると、被審人が、1 0 0 0万円という額の資金を投資し、そのほぼ全額でJ O株を購入したという事実は、決して軽視できる事情ではない。

ウ(ア) ところで、Bは、重要事実1の伝達を認めた平成22年6月10日付けの調書(甲6)に関して、証券調査官から誘導や脅迫を受けて、虚偽の供述をしたとして、上記調書の信用性を否定する主張をし、これに沿う供述をする。

しかしながら、このことを裏付ける客観的証拠はない。Bが、平成22年6月9日の調査において、I証券調査官から伝えられた、被審人がBから伝達を受けた事柄についての供述内容(甲10)は、その当時の被審人の供述内容(甲7)とは一見異なるかのように見える。しかし、BからJ O株の購入を勧められたという点では合致しているし、調査で聞いた内容を一言一句違わずに調書に記載するとは限らないから、このことをもって、Bが証券調査官から誘導を受けたことの裏付けにはならない。

また、仮に、Bが、真実、証券調査官から、被審人が重要事実についてBから伝えられた旨告げられたが、その内容が虚偽であったのであれば、それはBにとって非常に衝撃的な事実であるから、被審人に確認をするものと思われる。しかし、被審人及びBによれば、調査当時から本件の審判手続開始決定がされるまでの間、公私にわたって親密な付き合いを続けており、調書の内容について確認する機会が十分にあったにもかかわらず、互いに虚偽の供述をしたことについてなんら責め合ったり、証券調査官に対して異議を申し述べたりした形跡は一切ないことが認められる。

さらに、Bは、審判廷において、被審人に供述状況の確認をしなかったことにつき「被審人に迷惑がかかってはいけない、自分は記憶があいまいで、被審人も記憶があいまいなまま2人で会って、間違った方向に話を持っていってしまうようなことがあってはならないと思ったし、自分は状況についてはひとりできっちりと思い出して考えなければならないと思っていた」からであると供述するが、この弁解には合理性を全く見出すことは

できない。

そうすると、平成22年6月10日の供述が虚偽であるとする、Bの審判廷における供述は信用できない。

(イ) 他方で、調査を担当した証券調査官である参考人Jの供述は、個々の場面の再現も具体的で、特に不合理な点を見出すことはできず、信用できる。

参考人Jによれば、Bは、調査期間中、身柄を拘束されているわけでもなく、休憩も適宜とっていることが認められる。また、Bが誘導や脅迫を受けたと主張する平成22年6月9日も、Bはいったん帰され、翌10日の調査についても、自ら近畿財務局に赴いて調査に応じている上、昼ころまでには終了していることも認められる。

(ウ) その他、Bの同日の供述について任意性が否定されるような事情は見当たらないのであり、同日の供述内容は、上記認定した客観的状况に沿うものであることからすると、Bの平成22年6月10日付け質問調書(甲6)は、信用できる。

エ 以上にかんがみると、被審人は、Bから、平成21年1月22日ころに、「JOG社は明日にも増資の発表があるので、JO株はほぼ間違いなく株価が上がります。」と告げられたものと認めることができ、重要事実1の伝達を受けたものといえる。これに反する被審人の供述は採用できない。

(2) 重要事実2について

ア(ア) 上記認定したところによれば、被審人は、平成21年2月20日、上記のとおり強い意思をもって購入した株を、2時間余りの間にすべて売り付けている。しかも、指値を43円から38円まで下げており、とりわけ午後2時53分の取引では、午後2時01分に指値42円で売り注文を出していたにもかかわらず、指値を38円に訂正して売り付けている(甲1)。結果的に、被審人の取引状況は、345万円弱もの損失を生み出すものであり、上記のとおり、1か月前には値上がりを相当強く意識して相応の負担をもって購入した株の処分方法としては、極めて不自然であるといわざるを得ない。こうした被審人の取引態様には、今後の値上がりを期待する様子は微塵もなく、また、時間的要素が強く意識されているのであって、翌日以降、さらに確実に値が下がることを念頭においていたものとみるほかない。

そして、上記認定したBの本件増資への関係状況によれば、Bは、本件増資が失敗したこと、これによって、JOG社の経営が破綻しかねない状態に陥ったことを十分知悉していたから、増資の失敗について伝え得る立場にあった。また、上記認定したとおり、Bは、すでに被審人に対し、重要事実1について伝えていたから、この時点で増資の失敗について伝えることについて支障はないし、むしろ理由を伝えるほうが、自己の発言に説得力を持たせるものであり、自然である。

これらの事情に、上記のとおり信用できる平成22年6月10日のBの質問調書の内容を併せれば、Bは、被審人に、平成21年2月20日昼ころまでに、「今回の増資は失敗しました。今日中に売ってください。」と伝えたものと認められる。

(イ) Bは、審判廷において、被審人が、JO株を保有していたかどうかも知らなかったのであり、単に「下がるかもしれないので、持ってらっしゃったら、売られたらどうでしょうか」と伝えたに過ぎないと供述するが、当時、Bは資金確保のために奔走し、自由な行動ができない中、わずかな機会を捉えて被審人に連絡したものであるというところ、そのような状況下での連絡であることを考えると、Bのこの点に関する審判廷での供述は合理性を欠き、採用できない。

イ 金融商品取引法166条2項4号に定める「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」重要事実とは、通常の投資者が当該事実を知った場合に、当該上場株式について当然に「売り」又は「買い」の判断を行うと認められる事実というと解される。本件売付け当時、JOG社のウェブサイト等により、本件増資が、かねてから会計監査人から指摘を受けていた、継続企業の前提に関する重要な疑義の解消を目的とした財務体基盤の充実計画の一環であることが公表されていたから(甲9)、通常の投資者であれば、かかる増資が失敗したということを知れば、JO株について当然に「売り」の判断を行ったであろうと考えられる。よって、重要事実2は、金融商品取引法166条2項4号に定める「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」重要事実に該当すると認められる。

ウ 以上の事実を総合すれば、被審人は、Bから、増資の失敗を告げられ、JOG社の「運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実」について伝えられたものと認めるのが相当である。これに反する被審人の供述は採用できない。

3 争点2(課徴金納付命令が発出されるためには、被審人が、Bが会社関係者であることを知っていたことが必要か)、争点3(被審人は、Bが会社関係者であることを知っていたか)について判断する。

(1) 金融商品取引法上の課徴金については、故意やこれに相当する違反事実の認識の存在を一般に必要とする規定はない一方、特に主観的要件を必要とする場合には別途明文がおかれている。これは、金融商品取引法の課徴金制度は、証券市場の公正性と投資家の市場に対する信頼を保護するという目的を達成するために設けられたものであり、課徴金納付命令は、こうした金融商品取引法の規制の実効性確保を目的とした行政上の措置であって、刑罰のように行為者の責任非難を目的とするものではないから、原則として故意は要件とされないものと解される。そうすると、課徴金の納付を命じるためには、特に明文で求められている場合を除いて、故意やこれに相当する認識の存在を必要としないものというべきである。

(2) 被審人は、Bが「会社関係者」であることを知らなかったから、金融商品取引法166条3項の違反事実についての認識がなかったと主張するところ、同項は、違反者が重要事実の伝達を受けたことは要件としているものの、それ以外に違反事実について違反者の認識を特に明文で求めているから、上記のとおり、課徴金の納付を命ずるに当たっては、行為者の故意やこれに相当する認識の存在を要しないものというべきである。そもそも、本件では、上記認定したとおり、被審人は重要事実1及び同2の伝達を受けているのであり、その内容が、JOG社の増資の決定及びその失敗という、発表前にはJOG社の会社関係者しか通常は知れない情報であることからして、被審人に、Bが会社関係者であることについての未必的な認識すらなかったとは考え難い。そうすると、被審人のこの点に関する主張は、理由がない。

第4 結語

以上の次第で、被審人が、Bから、重要事実1及び同2の伝達を受けたと認めることができ、被審人について、金融商品取引法178条1項16号に掲げる事実があると認められるから、上記第1の1記載の事実、第1の2記載の法令を適用して、被審人に対し、金融商品取引法185条の7第1項の規定により、主文のと通りの決定をすることが相当であると判断する。

以上